

シリーズ

# 確定申告

～控除について～



税務財政課

## 障害者控除について

**納** 税者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者がある場合は、その障害などの程度に応じ、一定の金額を障害者控除として所得金額から差し引くことができます。

対象要件は、身体障害者手帳・精神障害者保険福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている方 要介護認定を受けている方（常に就床を要し、複雑な介護を要する方） 精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある方、その他にも幾つかの規定が設けられております。障害者のうち、その障害の程度が重度なものについては特別障害者とされており。

給与受給者は、年末調整時の申告で適用されますが、その他

者の公的年金等受給者や個人事業主などで、障害者控除の要件を満たしていても未申告により適用されていない方や障害の程度が普通障害から特別障害に変更となった方など、申告を要する方については、障害者控除に係る確定申告（還付申告）を行うことにより、所得税が還付されたり軽減される場合があります。

住民税についても同様に軽減されます。

詳しくは、税務財政課課税係（☎74 3003）まで問合わせください。

**注** 要介護認定を受けている方については、洞爺湖町が交付する障害者控除対象者認定書の提出が必要となりますので、

申告前に同認定書を取り寄せてください。

詳しくは、健康福祉課介護保険係（☎74 3001）へ。

## 住宅ローン控除について

**税** 源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。

このため、平成11年から平成18年までに入居した方に限り、今まで所得税から控除されていた分については、申告により、平成20年度から28年度分までの住民税の所得割額からも控除する経過措置が設けられています。

この控除の適用を受けるには、その年の3月15日まで（平成20年は3月17日まで）に役場へ申告してください。

なお期限後の申告は、特別徴収税額決定通知書または納税通知書が到着するまでです。

確定申告書を提出する場合は、税務署を通して申告書を提出します。

詳しい内容につきましては、洞爺湖町のホームページに掲載していますのでそちらを参照してください。

で、「住宅借入金特別税額控除申告書」の作成にあたって活用してください。

作成ツールを掲載していますので、クセル形式による簡易な申告書を作成してください。

## 平成20年度町 道民税の申告相談及び所得税の確定申告相談会を開催します

< 申告期限 2月18日(月)～ 3月17日(月)まで >

申告の必要な方

平成20年1月1日現在洞爺湖町に在住し、平成19年中に所得（給与・年金等・営業・不動産・配当・利子など）があった方 給与所得者で、退職などにより事業所などで年末調整を受けていない方 2カ所以上（例 給与と年金など）から収入のある方 収入がなくても、洞爺湖町の国民健康保険に加入している方 各種の税証明（課税・非課税・所得証明）が必要な方。

次の日程により相談会場を設けますので、相談ください。

開催日 3月6日(木) 午前10時～正午、午後1時～4時

会場 洞爺湖温泉支所

申告に持参するもの

平成19年1月1日～12月31日までの収入及び必要経費を証明する書類（帳簿類・源泉徴収票等）、印鑑、社会保険料（国民健康保険税等）の領収書、国民年金の支払証明書、生命保険料等の証明書、地震保険料（長期損害保険料）の控除証明書。

平日に町・道民税の申告または所得税の確定申告に来られない方には、確定申告中の3月2日、3月9日の日曜日に、役場本庁税務財政課で申告受付を行いますので、利用ください。

詳しくは、洞爺湖町役場税務財政課（税務担当 ☎74-3003）